

(資料1)

指定給水装置工事事業者制度、 給水装置工事主任技術者の職務、 工事設計で配慮すべき事項、 工事申請での注意事項等について

令和4年度 鶴岡市指定給水装置工事事業者研修会 資料

指定給水装置工事事業者制度

▶ 水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。

給水装置の法的位置付け

▶ 水道法第3条

「需要者に水を供給するために、水道事業者の配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」

▶ 直結する給水用具とは、

給水管に容易に取り外し出来ない構造として接続し、有圧のまま給水出来る給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれず、また、ビル等において一旦受水槽で受け給水する場合は、配水管から受水槽注入口給水用具（ボールタップ等）までが給水装置であり受水槽以下は給水装置に当たらない。

▶ 給水装置は水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合している必要がある。

2/25

給水装置の構造及び材質の基準 (水道法施行令第6条)

- ①配水管への取付口は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- ②配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比べて、著しく過大でないこと。
- ③配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れる恐れがないものであること。

3/25

- ⑤凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- ⑥当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

4/25

指定給水装置工事事業者の遵守事項

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置き、その選任、解任について一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならず、指定事項の変更や事業を廃止、休止、再開したときも、水道事業者に届け出なければならない。

水道法施行規則第36条で定められた事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

5/25

事業の運営の基準

- ①給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者の職務を行うものを指名すること。
- ②配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合、適切に作業を行うことが出来る技能を有するものを従事又は監督させること。
- ③水道事業者の承認を受けた工法、工期等の条件に適合するよう工事を施行すること。
- ④給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者の施工技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めること。

6/25

- ⑤水道法施行令第6条に規定する構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したり、給水管の加工や接合等に適さない機械器具を使用したりしないこと。
- ⑥工事ごとに、指名した給水装置工事主任技術者に所定の事項に関する記録を作成させ、3年間保存すること。

7/25

所定事項とは

- ①施主の氏名又は名称
- ②施行の場所
- ③施行完了年月日
- ④給水装置工事主任技術者の名称
- ⑤竣工図
- ⑥給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ⑦法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

↳ 水道法施行令第6条で定められた7項目
(スライド番号3、4参照)

8/25

給水装置工事主任技術者の職務

- ①給水装置工事に関する技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認
- ④工事に関する水道事業者との連絡調整
 - ・配水管から分岐して給水管を設ける工事における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期等の工事上の条件に関する連絡調整
 - ・給水装置工事を完了した旨の連絡 等

9/26

給水装置工事で使用する材料の確認

給水装置工事で使用する材料が使用可能か否かは、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているか否かであり、給水装置工事主任技術者は、使用しようとする製品の使用目的や設置箇所に応じて満たすべき性能基準の項目を判断し、基準適合の状況を確認する必要がある。



給水装置工事主任技術者が確認

10/25

基準適合の確認方法

- ①製造者が自らの責任で製品の基準適合性を消費者等に証明する「自己認証」
- ②製造者等が第三者機関に依頼して基準適合品であることを証明してもらう「第三者認証」
 - ・「公益社団法人 日本水道協会」
 - ・「一般財団法人 日本ガス機器検査協会」
 - ・「一般財団法人 日本燃焼機器検査協会」
 - ・「一般財団法人 電気安全環境研究所」
- ③性能基準項目の全部に係る条件が、基準省令の性能基準と同等以上が明確な「規格品」
 - ・ J I S 規格 等

11/25

給水装置工事主任技術者

水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事の従事者等関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者であり、個別の工事ごとに事業者から指名されて、調査・計画・施行・検査の一連の給水装置工事の技術上の管理、職務を誠実に行わなければならない。

12/25

給水装置工事設計で配慮すべき事項

- ①汚水管等が配水管に逆流しない構造となっていること。
- ②使用材料の材質が水質に影響を及ぼさないこと。
- ③内圧・外圧に対して必要な強度を有していること。
- ④漏水等が生じない構造となっていること。
- ⑤凍結防止のための必要な措置が施されていること。
- ⑥クロスコネクション（誤接続）等がないこと。
- ⑦行き止まり配管が生じないこと。
(排水設備や将来水栓を設置する予定での配管等は除く)
- ⑧維持管理が容易であること。

13/25

設計の基本的な調査項目、調査内容

- ①工事場所→町名、丁目・番号、住居表示番号 等
- ②使用水量→使用目的、使用人員、延床面積、水栓数 等
- ③既設装置の有無→所有者、布設年月、口径、管種、布設位置、
使用水量、水栓番号 等
- ④屋外配管→配管経路、メーター・止水栓の位置 等
- ⑤屋内配管→給水栓の位置、給水用具 等
- ⑥配水管の状況→口径、管種、布設位置、水圧 等
- ⑦道路の状況→種別（公道・私道等）、舗装 等
- ⑧埋設物の状況→ガス、電気、NTTケーブル等の布設位置、深度 等

14/25

- ⑨施工環境→施工時間（昼・夜）、関連工事 等
- ⑩給水管からの分岐→所有者、給水戸数、布設年月、口径、
布設位置、既設建設物との関連 等
- ⑪利害関係者の承諾→分岐同意、土地家屋使用同意
（共有名義者の有無）
- ⑫建築確認等→建築高さ等（必要に応じて）
- ⑬開発行為等→都市計画法に基づく開発行為許可申請の有無等

これら調査は給水装置工事において、所期の目的を達成し、
機能を発揮させるために重要なものであることから、十分に
行う必要がある。

15/25

給水装置工事の施工

給水装置工事は、現場ごとに発注者（施主）から目標品質が定められる「一品受注生産」であること、現場において工事を施工する「現場施工」であることなどの建設工事としての特性がある。

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の施工にあたり、調査を十分に行ったうえで、個々の現場状況や必要となる工種に応じた施工計画の立案、品質管理等を十分に行うとともに、関係諸法令や各種基準などに基づき的確な工事の施工に努め、発注者（施主）が求める適正な給水装置を設置しなければならない。

16/25

工事申請等における注意点

①無届け及び工事申請未承認での着工は行わないよう、会社内及び工務店等発注者との連絡を密にするようお願いします。

- ・現場担当→事務担当が申請を出していると思った。
- ・事務担当→現場着手はまだ先だと思っていた。
- ・工務店等→今すぐ水道工事をしないと間に合わない。

等の連絡体制、工程共有の不備による違反事例が発生しています。

17/25

無届、未承認工事は、構造材質基準への適合性が確認されていないことから、その事実が判明した場合、需要者は水道事業者により当該給水装置が同基準に適合することが確認されるまでの間は給水契約の拒否あるいは給水停止といった不利益を被ることがある。

無届、未承認工事は事業者への処分だけでなく、工事申請者へも迷惑をかけることにもなりますので、絶対に行わないようにしてください。

18/25

②工事申請は必要な書類が全て揃った段階でお願いします。

○工事内容によっては必要となる添付書類

- 1.給水装置所有者代理人選定（変更）届
- 2.土地所有者を確認出来る書類等（土地登記簿、売買契約書 等）
- 3.総代人選定（変更）届
- 4.給水装置工事同意書（分岐引用、土地（家屋）使用同意）
- 5.給水装置所有者変更届
- 6.簡易専用水道、小規模貯水槽水道設置届出書
- 7.開発行為等に係る水道施設協議申請書

19/25

- 8.直結直圧給水事前協議申請書
- 9.直結増圧給水事前協議書
- 10.水道連結型スプリンクラー設置条件承諾書
- 11.水理計算書 ※メーター口径30mm以上は必須
- 12.計測装置（自己メータ）設置承認書（写）
- 13.特殊給水用具認証登録証（写）
- 14.機能水器具設置承諾書

※機能水器具設置承諾書の提出が無いままに浄水器が設置されている場合がありますので、忘れずに提出願います。

20/25

③工事申請書記載の所有者と上下水道部登録の所有者が違っている。

○違っていた場合の主な原因

- ・上下水道部登録の所有者が死亡していたが名義変更を行っていない。
- ・法人名義と個人名義の違い。
- ・工事申請する所有者の住所が、住民基本台帳の住所と違っている。

所有者が違っていると工事申請の受理が出来ませんので、申請前に上下水道部登録所有者の確認をお願いします。

21/25

④工事申請後に次の変更がある場合は、速やかに変更申請を提出し、部の承認を受けるようお願いします。

1. 工事の種類を変更する場合
2. 給水方式を変更する場合
3. メーター口径の変更、設置位置を極端に変更する場合
4. 分岐位置及び配管ルートが著しく変更になる場合
5. 設置水栓数が増えることにより、水理計算上給水が不可能となる場合
6. 分岐管口径を変更する場合
7. 新たな特殊器具を取り付ける場合
8. 申込者、主任技術者等に変更が生じた場合
9. 工事申請の竣工日に30日以上遅延が生じた場合
10. その他、部が設計変更を行う必要があると認めた場合

22/25

⑤申請図、竣工図において記入漏れ、記入間違いが無いようにお願いします。

《例》

- ・ 改造工事等において、施工範囲でない配管も実線で書いてある。
- ・ 電動不凍栓のスイッチパネルの記入漏れ。
- ・ 中間検査時の修正依頼事項が竣工図に反映されていない。
- ・ 取出し配水管の管種、口径の記入漏れ。
- ・ 枝分け配管施工箇所の枝分け前後口径の記入漏れ。
- ・ 官民境界、隣地境界の記入漏れ。
- ・ 日付の元号が平成のままになっている。 等

23/25

⑥一般住宅、店舗兼住宅において管内流速が2.0 m/secを超える場合（Φ13の配管から2栓取出し等）は、それにより発生する不利益（ウォーターハンマー、管路や器具の破損等）について必ず事前に工事申込者に説明し、了解を得たうえで申請するようお願いします。

⑦道路掘削を行った場合の埋め戻しについては後々沈下を起こさないように十分な転圧を行うとともに、舗装は仮舗装も含めて段差が生じないように施工願います。

24/25

最後に

指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者は工事申込者のお宅へ安全な水を安定して供給するための重要な役割を担っています。

再度、給水装置工事設計施工指針や関係法令等をご確認いただき、引き続き適正な工事施行、事業運営をお願いいたします。

また、何かご不明な点等ございましたら、お客様センター窓口（給排水担当）へお問合せ、ご相談願います。

25/25